



組合員は、物資購入票を4枚とも指定店に提出し、4枚目の「組合員控」を受け取ってください。

物資購入票A 所属所 → 組合員 → 指定店 → 共済組合

物資購入票

共済組合用

太線内を記入ください

所属所はこの欄(1枚目)を証明し、4枚とも組合員に交付してください。

購 所属所	共済市	所属部署名	保健福祉課
入 組合員証	記 号	電 話 番 号	0985-24-5463
申 記号・番号	6 7 - 1 2 3 4	次のいずれかに該当する場合は利用資格がありません。 1 当月末立替金残高の合計が300万円を超える場合 2 給料の差押え又は仮差押えを受けている場合 3 破産の申立てを行った者又は破産宣告を受けた者 4 給料又は期末手当等から償還が困難である場合 5 給料の全部の支給が停止されている場合又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されている場合 6 貸付事業と物資事業の毎月の償還額の合計が給料額の100分の30を超える場合	
込 (ふりがな)	(きょうさい たろう)		
者 組合員氏名	共済 太郎		

【組合員記入欄】
所属所名、所属課名、電話番号、組合員証記号番号、氏名を記入ください。

上記の購入申込者は利用資格があることを証明します。
なお今回の利用限度額は 円です。

利用限度額欄には購入代金償還予定表の翌月償還予定未償還残高を300万円から差し引いた金額を記入してください。

交付日 27 年 3 月 13 日 所属所長名 共済市長 ○○○○ 印

【所属所記入欄】
発行日、利用限度額及び所属所長名の記入並びに所属所長の証明印がないものは無効です。
利用限度額は、300万円です。(すでに利用がある場合は、300万円から償還中の利用分の未償還額を差し引いた額が限度額です。)

購 商品名	ミニバン	
入 販売店名	共済自動車販売	
商 担当者又は取扱者名	宮崎 太郎	
品 立替金額	2000000 円	
償 償還の種類(1つ選択)	償還月数(注1)	
還 <input type="checkbox"/> 毎月均等償還	10 月	
方 <input type="checkbox"/> 給料一括償還(注2)	今月末まで提出→ 翌々月償還	
法 <input type="checkbox"/> 毎月+期末手当等3倍額	20-3 月	
<input checked="" type="checkbox"/> 毎月+期末手当等5倍額	20-5 8 4 月	
<input type="checkbox"/> 期末手当等一括償還(注3)	4月末まで提出→ 6月支給時	
	10月末まで提出→ 12月支給時	

歯科利用、自動車購入、住宅関連設備購入又は電気製品購入の場合は次を選択することができます。
(共済組合に歯科利用、自動車購入、住宅関連設備購入又は電気製品購入の未償還額がある方は選択してください。)

未償還額を今回の立替金額に統合する
 統合しない

共済組合使用欄
購入番号
上記、「利用限度額」の範囲内の金額を記入してください。

【統合データ】	統合対象の購入番号	
未償還額		
統合後金額		

【組合員記入欄】
「購入商品」および「償還方法」の欄を全て記入してください。訂正する場合は、組合員の訂正印が必要です。償還月数は84月以内で自由に設定できます。ただし、貸付事業と物資事業の毎月の償還額の合計が給料額の30%を超えるような償還方法及び1月あたりの償還金が2,000円未満となる償還方法を選択することはできません。

(注1) ●1月あたりの償還額は2千円以上とし、最大84月まで指定することができます。なお、端数は最終回で調整します。
●記入いただいた償還月数により算出した1回あたりの償還額が2千円未満となる場合は、2千円を超える直近の償還月数に置きかさせていただきます。
●貸付事業と物資事業の毎月の償還額の合計が給料額の100分の30を超えるような償還方法を選択することはできません。
●期末手当等併用償還は、1回の期末手当等からの償還額が期末手当等の額の2分の1を超える場合は選択できません。
●5万円未満は毎月均等か一括償還のみとなります。

(注2) 一括償還の額が給料の額の100分の30を超える場合は選択できません。

(注3) 一括償還の額が期末手当等の額の2分の1を超える場合は選択できません。

(注4) 共済組合に歯科利用、自動車購入、住宅関連設備購入及び電気製品購入のいずれかの未償還額がある場合に限り、今回の立替金額と統合して償還することができます。ただし、歯科利用の統合については歯科利用の未償還額のみとの統合となります。なお、立替金額(購入金額)欄には今回購入分の金額を記入してください。

※2枚目も記入ください。

本購入票のとおり、宮崎県市町村職員共済組合物資購買規程に基づき購入を申し込みます。なお、退職したときは未償還額をただちに返済し、退職手当等の支給を受ける際は未償還額相当額の受領を共済組合に委任します。

利用年月日	平成 27 年 3 月 25 日
組合員氏名	共済 太郎 印

所属所長証明印のないもの及び交付日から40日間を経過したものは無効です。

【組合員記入欄】
自動車購入又は電気製品購入利用の新規申込み分と自動車購入、住宅関連設備購入費用又は電気製品購入利用ですでに償還中の未償還残高との統合(合算)による償還が任意でできます。
また、歯科利用の新規申込み分と、償還中の歯科利用分の未償還残高との統合(合算)による償還も任意でできます。

【組合員記入欄】
組合員の自署をお願いします。印鑑は認め印で結構です。2枚目にも押印ください。
利用年月日は購入票の指定店への提出日を記入してください。
指定店は請求書に購入票を添付して毎月5日までに共済組合へ提出し、共済組合は指定店の請求金額(購入票の立替金額から売上手数料の1%を引いた額)を当月25日に指定店の指定口座に払い込みます。払込月の翌月から利用者の給料からの控除償還がはじまります。

●「物資購入票」の提出先●
必要事項を記入の上、指定店へ提出し、4枚複写のうち4枚目「D組合員控」を指定店から受けとって保管してください。